

令和 7 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

1. 日 時

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）午後 1 時 3 0 開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員

教 育 長	中 原 博
1 番委員	大 平 雅 章
2 番委員	吉 岡 洋 子
3 番委員	若 林 喜美代
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	大 平 守
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	高 重 京 子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 剛
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 谷 千 夏

7. 会議録署名者指名

1 番委員（ 大 平 雅 章 委員 ）

2 番委員（ 吉 岡 洋 子 委員 ）

8. 会議録の承認

第 2 回臨時会、3 月定例会

9. 教育長報告

教育長 （令和 7 年 4 月定例会教育長報告に基づき報告）

10. 議案

教育長 議案第 17 号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 専決第 1 号「亀山市いじめ問題対策協議会委員の委嘱及び任命について」専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

（資料に基づき説明）

（異議はなく、議案第 17 号は承認される）

教育長 議案第 18 号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 専決第 2 号「亀山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

（資料に基づき説明）

（異議はなく、議案第 18 号は承認される）

- 教育長 議案第 19 号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。
- 教育部長 専決第 3 号「亀山市教育支援委員会委員等の委嘱及び任命について」専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。
- (資料に基づき説明)
- (異議はなく、議案第 19 号は承認される)
- 教育長 議案第 20 号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。
- 教育部長 議案第 20 号から議案第 33 号につきましては、いずれも亀山市学校運営協議会委員の委嘱に関する案件でございます。一括説明させていただいてよろしいでしょうか。
- 委員全員 了承
- 教育部長 議案第 20 号から第 33 号の専決処分した事件の承認については、学校運営協議会委員の委嘱に関する案件ですので、一括提案させていただきます。専決処分した事件は、専決第 4 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山東小学校）」、専決第 5 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山南小学校）」、専決第 6 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（昼生小学校）」、専決第 7 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関小学校）」、専決第 8 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山中学校）」、専決第 9 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関中学校）」、専決第 10 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山西小学校）」、専決第 11 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（井田川小学校）」、専決第 12 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（川崎小学校）」、専決第 13 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（野登小学校）」、専決第 14 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」、専決第 15 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」、専決第 16 号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太

小学校)」、専決第17号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について(中部中学校)」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

(資料に基づき説明)

教育長
学校課長

提案資料について、前半と後半の記述の違いは何か。

専決第9号までについては、任期満了に伴い委員全員が新たな委嘱となっています。一方、専決第10号以降については、人事異動等により、一部の委員が任期途中に交代となるものであるため、表記方法が異なります。

(異議はなく、議案第20号から33号は承認される)

教育長

議案第34号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長

同じく議案第34号から議案第36号につきましては、いずれも生涯学習課所管の任期満了に伴う委員の委嘱に関する案件でございます。一括提案させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員
教育部長

了承

議案第34号から第36号の専決処分した事件の承認については、生涯学習課所管の委員委嘱に関する案件ですので、一括提案させていただきます。専決処分した事件は、専決第18号「亀山市社会教育委員の委嘱について」、専決第19号「亀山市公民館運営審議会委員の委嘱について」、専決第20号「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、生涯課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第34号から36号は承認される)

教育長

議案第37号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 専決第21号「亀山市図書館協議会委員の委嘱について」専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員 公募の方が新規で2名いるが、公募は多かったのか。

図書館長 8名の応募があり、その中から決定しました。

(異議はなく、議案第37号は承認される)

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項2「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項3「亀山市小規模特認校制度に関する要領について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

宮村委員 確認であるが、第6条各号の就学手続について、このような手続を行うことについては理解するが、既に特認校として運用している白川小学校の対象者については、改めて手続を行うということになるのか。

学校課長 現在の就学手続についても、同様の区域外就学の手続きをとっていますので、大枠は変わりません。第6条第1号の規定については、今の白川小学校に合わせて明記しています。

教育長 ということは、既に特認校制度を利用している白川小学校の児童が改めて手続を行うことはないということか。

学校課長 そのとおりです。

- 若林委員 第2条の小規模校の定義について、「複式学級を有する学校、または概ね5年以内に複式学級になることが想定される学校」とあるが、概ね5年とした理由について伺いたい。
- 学校課長 新1年生で入学する人数として、いわゆる出生数、亀山市で生まれている人数が一定程度把握できているという範囲で概ね5年としています。
- 若林委員 では、概ね5年の中で想定される学校は、実際にあるのか。
- 学校課長 現状既に複式学級がある4校が想定されており、それ以外の学校では想定されていません。
- (ほかに質問はなく、報告を終わる)
- 教育長 報告事項4「生徒指導について」説明を求める。
- (学校課長詳細説明)
- 大平委員 資料94ページ「1」の表について、気になったのが令和5年と令和6年で不純異性交流、喫煙・飲酒、ネットトラブル等が結構際立って増えてきていると感じる。器物破損もしかりであるが、最近のニュースをみると、やはり高校生や中学生が様々な事件に巻き込まれているという例がたくさんある。この辺りについて一層気をつけていくため、今後の方針、方向性等を考える必要があらうかと考えるが如何か。
- 学校課長 教育委員会としても、この辺りの数字が件数的に増えてきていることは大きな課題だと感じています。これらの事例は、亀山市内だけに留まらず、コロナ禍には少し少なくなっていたものの、コロナ禍が解消され人の交わりが増えたことによって、また増えています。他市との交流・交遊、卒業したいわゆる先輩との交遊の中で、このような事例が増えているという現状があり、ご指摘があった喫煙・飲酒・器物破損は、それが起因となっている部分もあります。対策としては、亀山市だけではなく、警察との連携、児童相談所との連携、あわせて他市町教育委員会とも情報交換を行いながら、現在も対策をとっているとともに、生徒指導担当が集まる生徒指導協議会において、各学校の生徒指導担当への指導助言を行い、情報共有等もさせていただくつもりです。あわせて、ネットトラブルについては、闇バイト等も含め、やはりS

NSの発達に伴って見つかりやすくなってきた部分もありますが、今年度もより一層対策を強化して参りたいと考えています。

教育長

携帯電話の所持率は、中学校1年生でほぼ9割程度になり、5年10年前と比べると倍増している中で、いかにそのSNSのデメリットから子どもを守るかということである。これは、学校教育だけでは、または自分自身のリテラシーだけではもう防ぎようがなく、ある程度家庭の協力を得ながら網をかけていかないと、騙されたり流されたりするおそれがある。今後も注意していきたいと考えている。

吉岡委員

1点目、不登校について、「不登校」と「不登校気味」の定義について教えていただきたい。

2点目、資料96ページのサークルルームについて、利用者は小学生であるのか、中学生もいるのか。

学校課長

1点目、「不登校」の定義は、年間の欠席日数が30日を超えるものです。例えば、30日と言いますと、現在、学校が年間で大体38週程度ありますので、週1日程度、継続的に欠席すると不登校の状態となります。ただし「連続して休む」というような決まりはありませんので、あくまで年間30日以上を欠席するというのが定義となります。一方、「不登校気味」については、確固たる定義はありません。不登校児童生徒ではないものの、休みがちになっているとか、教室に入れないとかという子どもについて、学校の判断で不登校気味と言っているのが現状です。

2点目、サークルルームについて、昨年度の内訳につきましては、ほぼ小学生です。

教育長

例えば、盲腸の手術等で10日休んだ場合、それは30日の中に含まれるのか。

学校課長

文部科学省の中で、長期欠席については30日以上欠席となりますが、その30日以上欠席した児童生徒は、4種類のカテゴリーに区分されます。1つが不登校、もう1つが病気であり、先ほど教育長が言われたような純然たる手術や何らかの病気等で休むものがこれに含まれます。3つ目は家庭事情によるものとなっていますが、例えば就学するためにも働かなくてはならないというような状況のもので、基本的には、義務教育機関の中で

はいないと判断されます。最後に4つ目が先ほどの3種類のいずれにもあてはまらない「その他」となります。

吉岡委員

状況は一人一人もちろん違うと思うが、不登校の中で、通級していない、誰とも接触しないという子どもはいるのか。

また、不登校が解消されたという統計資料があれば、より学校の先生が頑張ってみえることが理解できると思うが、そのような統計資料はないのか。

学校課長

令和6年度に関しましては、現在文科省調査の集計中となっておりますが、どこにも繋がっていない、相談を受けていないという子どもはいません。また、令和5年度実績で言いますと、出席日数10日以下でなかなか学校に来られていない子どもが亀山市内で6名いました。

また、不登校から復帰した部分については、資料96ページの(3)①が1つの基準にはなっており、新規の不登校と継続の不登校という分け方をした場合、新規の不登校がいなければ、継続している子がそのままいるという考え方となります。この辺りについては、令和5年度分等について分析させていただき、次の会議に準備させていただきます。

若林委員

資料96ページ(2)について、教育支援センターとフリースペースかめっこの児童生徒数に小学1年生の子がそれぞれ1名いる。いろいろな理由があり、このような結果に繋がったことは承知するが、サークルルームがあり、或いは校内で不登校気味の子の受け皿が用意されているにもかかわらず、このように外の施設へ小学校1年生の子が通うことは、個人的には非常に重く受け止めている。過去に事例がなかったとは言わないが、事務局としてどのような受けとめ方をしているのか伺いたい。

学校課長

全体的な傾向として、これは全国的な傾向、また三重県の傾向でもありますが、以前は小学校高学年から中学校にかけて不登校児童生徒数が多かったものが、最近では、小学校3年生以下の新規の不登校数が増えているという大きな傾向があります。その中で、昨年度の実績としては、小学校の不登校を学年別に見た場合、79名のうち25名が小学3年生以下という状況です。また、小学校1年生では既に5人が新規不登校となっており、1学期の間、また入学式は来るものの、それ以降は違うところへ通う

という例も見受けられます。ただ、やはり家だけではなく、どこかに繋がろうとして繋がってきている傾向はありますし、逆に小学校低学年でも、学校ではなく他の施設に行きたいという考え方もあり、いい意味で多様な学びの考え方になってきているのかとも受け止めています。

若林委員

そのような社会状況であることは理解できるし、その分、不登校の子が行きやすくなったといういい面でもあるが、一方では何でもあるという緩い感じの雰囲気流されてしまうのではないかなという部分については懸念する。昨日もテレビ番組で小学校1年生の子が不登校になり、家にいるという状態が放送されていた。その中で、学校に行かない理由が「小学校では自由にできないから」と聞いて愕然とした。これからどうなっていくのか、ますます不安が募った。個人的な感想となるが、何か一定程度の歯止めというか、雰囲気に流されないような事ができるといいなと考える。

教育長

学校では「自由にできないから」というような、表面上の見立てや子どもがそう言っているからということだけで登校を進めない雰囲気があるとしたら、その結果、不登校になっていってしまうという流れは、一度立ち止まって考える必要もある。大人が子どもの気持ちを十分聞ききる姿勢がまずは大事である。子どもによって、学校へ来る楽しみは様々である。昔は体育の授業や給食を楽しみにしている子もいたが、今は学校よりも家庭の方が遊ぶにしても情報収集にするとしても、その子にとって良い環境になってきている部分もあり、「学校とは何か、教育とは何か」は改めて考えていかなければいけない課題である。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長

報告事項5「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

大平委員

この時間外労働時間の1人当たり平均について、教育委員会としては、どの程度の数字を目標として取り組んでいるのか。

学校課長

令和7年度の目標値については、1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下と設定していますので、中学校については

もう少し頑張っていたくような取組と、教育委員会としてできることを考えていきたいと思います。また、亀山市内で取り組む総勤務時間縮減の取組として、1ヶ月の時間外労働時間が45時間を超えない、若しくは1年間で360時間を超えないことを1つの目標値としています。

大平委員

目標30時間以下の中で、業務の家への持ち帰りという部分が見え隠れするのではないかと感じた。家に持ち帰って仕事をすることは削減の目標には当てはまらないと考えるが、その辺りの考え方は如何か。

学校課長

ご指摘のとおり、学校ですべて仕事を終わらせて帰るという中で総勤務時間縮減に対する取組を行っています。

教育長

少し話は逸れるが、今年の4月は1～4日が平日で5、6日が土曜日、日曜日であった。そして、7日が始業式で、8日が入学式というパターンであった。一方、来年度は、1～3日が平日で、4、5日が土曜日、日曜日となる。教育委員会規則に基づくと、5日までが学年初めの休業日であるため、6日から学校が始まることになり、1～3日の3日間が休業日となる。この期間で、1年生の準備や辞令交付、新任の担任を決め、校務分掌を決めることになり、ものすごく多忙な3日間になることが予想される。来年度初めの対応については大変懸念しているところである。

今年度、いなべ市と鈴鹿市では4月を迎えるにあたり、準備期間が5日間が必要と判断し、7日月曜日を臨時休業日として8日から新学期を開始し、同日を始業式とした。この対応について、規則を改正するのではなく、校長判断による臨時休業日として扱う承認願を教育委員会に提出し許可したところ、試験的に実施され、教職員に大変好評だったと聞いている。来年度以降も5日間の学年初めの準備期間を確保すると聞いている。亀山市においても、まだ決定ではないが、できれば働き方改革と合わせ、準備期間を5日確保した方が望ましいと考えている。来年度については、1～3日に加え、6、7日を休業日とし、8日から始業式にしようという校長会の方からも強い申し入れもあるため、現場の意向に沿うような形で対応を考えたいと思う。

(ほかの質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項6「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

（生涯課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項7「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

（生涯課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項8「亀山市生涯学習推進会議委員の任命について」説明を求める。

（生涯課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項9「亀山市放課後子どもプラン運営委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

（生涯課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項10「かめやま人キャンパス推進委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

（生涯課長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項11「図書館利用状況について」説明を求める。

（図書館長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項12「令和7年度教育委員会事務局使命・目標について」説明を求める。

（教育部長詳細説明）

（質問はなく、報告を終わる）

教育長 報告事項 1 3 「工事及び委託業者の発注状況について」説明を
求める。

(担当課長詳細説明)

大平委員 6 ～ 1 3 番の放課後子ども教室運営業務委託について、年間教室
の開催回数が各学校で違う中で、請負額と教室の開催回数の比
較からそれぞれ単価が異なるのは何故か。

生涯課長 基本的には 1 教室 2 時間としていますが、地域の実情や工夫に
合わせ、1 回あたりの開催時間を 1 時間半や 3 時間としている教室
があるためです。また、地域によっては各地区の放課後児童ク
ラブと連携しており、時間が前後したりする場合等もあります。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項 1 4 「教育委員会行事及び予定について」説明を求め
る。

(総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明)

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

報告事項 1 5 「後援事業について」資料確認

1 2. その他

教育総務課長：・今後の予定について

・教育委員会会議の日程変更について

・給食の試食について

・令和 7 年度三重県市町教育委員会連絡協議会総
会について

教育長：卒園式について

学校課長：学校訪問の日程調整について

1 3. 閉会

午後 1 5 時 3 5 分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員